

第 4 5 2 回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和 7 年 9 月 16 日
14：00～17：02
- 2 開催場所：佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 2
佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 2 0 号
- 3 出席者：公益代表委員 5 名
労働者代表委員 5 名
使用者代表委員 5 名
- 4 議題：(1) 佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について
(2) 佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について
(3) その他
- 5 議事要旨：(1) 佐賀県最低賃金の改正決定に係る佐賀地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申し出（1 件）に関し、佐賀労働局長から本審議会に意見を求める諮問がなされた。
審議の結果、令和 7 年 8 月 26 日の答申のとおり決定することが妥当である旨の答申が行われた。
佐賀県最低賃金については、9 月 29 日の官報公示後、指定日である 11 月 21 日に 1 時間 1,030 円で発効する予定となった。
(2) 佐賀労働局長から、3 業種の佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について、本審議会に意見を求める諮問がなされた。
(3) 労側委員から 3 業種それぞれに申出の趣旨説明が行われ、事務局から関係資料の説明があった。その後必要性について審議を行ったが結論が出ず、審議を持ち越すこととなった。
(4) 事務局から今後の審議日程について説明が行われた。